

港湾空港新技術・新工法積算標準化作成 実施要領

(総 則)

第1条 本実施要領は、財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（以下「SCOPE」という。）が実施する積算標準化作成に適用する。

(目 的)

第2条 積算標準化作成は、港湾空港工事に関する新技術・新工法の普及を促進することを目的として、「港湾土木請負工事積算基準」、「空港土木請負工事積算基準」（以下「本基準」という。）に掲載されていない港湾空港工事に関する新技術・新工法について、積算基準を作成するために行う。

(申 請)

第3条 積算標準化を希望する者（以下「申請者」という。）は、SCOPE理事長あてに、申請書（様式-1）を提出する。

(受付要件)

第4条 SCOPEは、申請があった新技術・新工法について、受付要件（別紙-1）に基づき、その結果を申請者に通知する。

2 受付後、審査に係る期間は、申請書を受理した日から3ヶ月以内までとする。

(検討体制等)

第5条 SCOPEは、「積算標準化研究会」を設置し、新技術・新工法の積算標準化の作成について検討する。

2 積算標準化研究会委員の構成は別紙-2のとおりとし、積算標準化研究会委員長は、必要に応じ積算標準化ワーキンググループを設置する。

3 検討期間は、1年間を基本とする。

4 積算標準化の検討過程において、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

(費 用)

第6条 標準化の審査・検討に要する費用は、一申請につき300万円とする。

2 申請者が、SCOPE賛助会員（法人会員）の場合は、別途、SCOPEが定めた優遇措置を講じるものとする。

(改 訂)

第7条 積算標準化の改訂を希望する者はSCOPE理事長あてに、申請書（様式-2）を提出する。なお、受付審査は、第4条に準ずるものとする。

2 積算標準化の改訂に要する費用は、60万円とする。

3 申請者が、SCOPE賛助会員（法人会員）の場合は、前項の費用について

別途、SCOPEが定めた優遇措置を講じるものとする。

- 4 語句、図表、数式等一部の修正（以下、「軽微な改訂」という）に要する費用は、申請者と協議するものとする。

（認定証の発行）

第8条 SCOPEは、積算標準化された新技術・新工法について認定証を発行するものとする。

（積算標準化の公表）

第9条 積算標準化された新技術・新工法は、SCOPEが発刊する「港湾空港新技術・新工法積算標準ライブラリー」に掲載する。

（その他）

第10条 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項はSCOPE理事長が定めることができる。

付則 本実施要領は、平成23年4月1日から施行する。